

特定行政庁における定期報告の電子化とデータの活用状況に関する調査

(研究期間：平成27年度)



建築研究部 評価システム研究室 室長 眞方山 美穂

住宅研究部 住宅ストック高度化研究室 室長 中西 浩 住宅計画研究室 研究官 小林 英之

(キーワード) 定期報告、電子化、情報利活用

1. はじめに

建築基準法第12条の「定期報告」は建築物の維持保全情報の一つであり、これらの情報を日常安全や防災等へ利活用していくことは、ストックの時代において重要になってくる。現在、国や地方自治体でも業務の効率化や公共サービスの質の向上を目指してIT化が進められており、建築行政情報の電子データ化、データベース化の取組みも進められている。

ここでは定期報告の利活用技術に関する検討にあたり、定期報告の電子データ化や特定行政庁での管理の実態等に関して行った調査結果を報告する。

2. 調査概要

47都道府県、建築基準法第4条1項の設置市、同97条第2項の特別区(東京23区)、さらに同第4条2項の設置市から任意に抽出した13市・区の合計171行政庁を対象に、定期報告台帳の作成・保管・整備方法、定期調査報告書等の電子化の実態および業務上での電子化の効果等についてアンケートによる調査を行った(H27.12~28.1実施)。

3. 調査結果の概要

定期報告台帳の作成・保管・整備方法について、「表計算ソフト等を用いて電子化し、庁舎内のサーバ等を利用して保管している」行政庁が最も多く、全体では66%、都道府県では72%、市・区では63%を占めていた。また、独自に開発・整備したシステムを利用して保管しているところも17%あった。一方、「紙ベースで保管」する行政庁も一定数存在し、都道府県は11%、市・区では5%であった。

定期調査報告書等の電子化の実態については、「既に電子化している」とした行政庁は半数程度であった。さらに「電子化の準備を進めている」、あるいは、「電子化に向けて検討している」は合わせて9%であったが、反対に「電子化の予定はない」と回答した行政庁も41%であっ

た。電子化については、年間受付件数量の多い行政庁の方が電子化を導入している傾向が見られた。なお、建築確認台帳と定期報告の情報とのリンクについては、多くの行政庁でリンクがとれていないとの回答であった。

既に電子化している行政庁を対象に実施した電子化のメリットに関する回答結果を図1に示す。同図より、「必要な情報がすぐに出せるようになった」という効果を挙げる行政庁が最も多く、全体の84%であった。日常安全管理や防災対策への活用については、都道府県と市町村で若干差はあるが、全体で15%程度であった。「重点点検事項の抽出に活用できるようになった」との回答は、都道府県で約46%、市町村で約7%となり、回答に大きく差が出る結果となった。

4. おわりに

今回実施した調査の分析結果を踏まえて、定期報告の電子申請や電子データ化を進めていく上での対応策等を取りまとめる予定である。

*本研究は、総プロ「社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発」の一環として実施した。

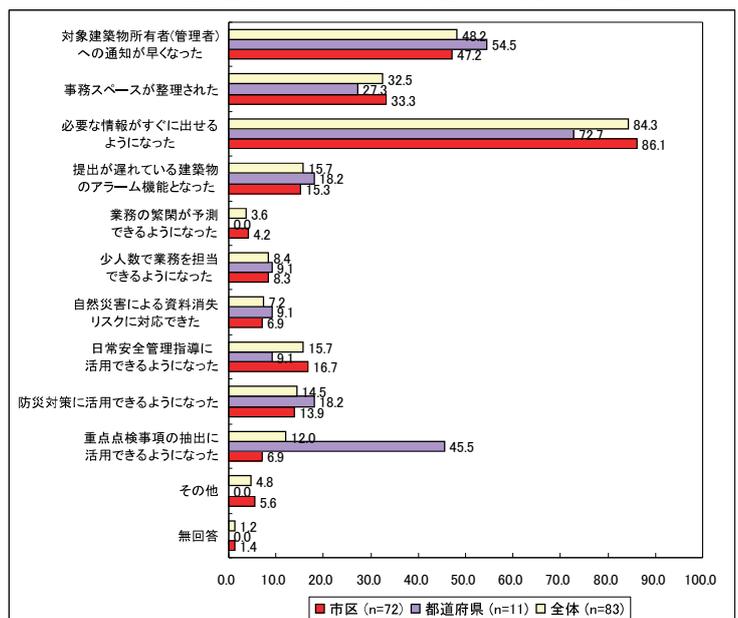


図1 定期調査報告書等の電子化導入による効果